

令和2年度税制改正に関する要望書

令和元年9月

横浜商工会議所

【目次】

はじめに	3
------	---

要 望 項 目

I. 中小・中堅企業の生産性向上と働き方改革の推進	4
【基本的な視点】	4
1. 中小・中堅企業の生産性向上への支援	4
2. 働き方改革に取り組む企業への支援	5
II. 消費税への対応	6
【基本的な視点】	6
III. 中小・中堅企業の経営基盤の強化	7
【基本的な視点】	7
1. 中小・中堅企業の経営基盤の強化	8
2. 消費喚起策の推進	10
3. 中小企業者の円滑な事業承継の推進	10
IV. 地域経済の活性化と新たな挑戦への支援	11
【基本的な視点】	11
1. 登録免許税・印紙税の負担軽減	11
2. 国家戦略特区への大胆な減税措置	11

3. 国際コンテナ戦略港湾の推進	1 2
4. 外資系企業の立地促進に向けた税制支援の拡充	1 2
5. ベンチャー、創業への支援強化と充実	1 2
6. 地方税制の見直し	1 3
V. その他	1 4
【基本的な視点】	1 4
1. 人口減少社会における税と社会保障制度の一体改革	1 4
2. 所得税改革の推進	1 5
3. 納税事務負担の軽減	1 5

はじめに

我が国経済は、大企業を中心に堅調な業績を維持しておりますが、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、特に人手不足は大きな経営課題となっております。国内総生産の6割を占める個人消費は力強さを欠き、米中貿易摩擦が激化する中、先行きについては懸念材料が多く、慎重な見方が広がっております。

こうした中、我が国の重要課題となっている持続可能な経済発展と財政健全化の実現を図るためには、生産性の向上と働き方改革の着実な推進を通じて、企業における人材投資や設備投資、イノベーションを一層推進することが重要であります。

こうした経済を確立するためには、地域経済を支える中小・中堅企業の活力を導き出す施策の積極的な展開と、大胆な規制緩和による構造改革の推進、そして何よりも、それを支える税制の構築が不可欠です。

税制の構築に当たっては、人口減少社会を見据えて中長期的な視野に立った改正を進め、経営基盤の強化、経営革新などによる経営環境の整備はもとより、インバウンドや国内消費の喚起による地域経済の活性化、円滑な事業承継の推進など、中小企業の成長意欲や生産性向上を後押しする制度の確立が求められております。

このような状況の中、横浜商工会議所では当所税制委員会において「税制改正の基本的な視点」と「要望項目」から成る税制改正に関する要望書を取りまとめましたので、本要望内容を十分に斟酌いただき、令和2年度税制改正において特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和元年9月

横 浜 商 工 会 議 所

会 頭 上 野 孝

要 望 項 目

I. 中小・中堅企業の生産性向上と働き方改革の推進

【基本的な視点】

生産性の向上は、我が国にとって重要な課題であり、時代の変化に対応して果敢に経営革新に取り組むことが求められており、限られた経営資源の中でイノベーションに取り組む前向きな企業の活躍を促進するために、中小・中堅企業が果たしている役割や実態を踏まえた税制上の支援が不可欠です。

また、各企業では働き方改革に取り組んでおりますが、多くの中小・中堅企業にとっては、深刻な人手不足が続く中で対応に苦慮しており、積極的に働き方改革に取り組めるよう、税制上の支援が望まれます。

1. 中小・中堅企業の生産性向上への支援

●生産性の向上に係る中小企業税制の活用促進

当所で今年5月に実施した会員企業に対するアンケート調査では、中小企業の生産性向上のための租税特別措置(※)について、「利用している」企業が約15%、「制度があることを知っているが利用していない」企業が約60%、「制度があることを知らない」企業が約23%であり、制度はあるが実際にはあまり活用されていない。

また、「制度があることを知っているが利用していない」と回答した企業のうち、約32%が「利用したいが適用の条件が合わない」、約15%が「制度の対象や要件が複雑でわからない」、約11%が「利用したいが自社の希望する対象設備と合わない」と回答しており、潜在的な利用希望者は多い。

設備投資を後押しし、業務効率化や人手不足への対応、企業の負担軽減や利便性の向上にも貢献することから、より多くの企業が制度を活用し生産性向上に繋がるよう、適用条件の緩和や簡略化などによる使いやすい制度へ見直すとともに、更なる活用の促進策を図られたい。

※中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、
商業・サービス業・農林水産業活性化税制、
生産性向上特別措置法による支援

●人材育成の促進における税制上の支援措置の創設

人材育成の促進においては、教育訓練の充実が不可欠である。所得拡大促進税制において、教育訓練費の増加により税額控除の上乗せ措置が講じられているが、継続雇用者給与等支給額の増加を前提条件としたものである。より多くの企業が利用できる制度設計の下、教育訓練費に対する税額控除制度の創設を望む。

●ICT化促進に向けた税制面における支援強化

生産性の向上と経営基盤の強化を一層図るためには、中小・中堅企業のICT化の促進が不可欠である。

中小・中堅企業のICT化を促進するため、ICT化への設備投資においては即時償却を認めるなど、税制面からの更なる支援強化を図られたい。

2. 働き方改革に取り組む企業への支援

●労働時間短縮等に取り組む企業や従業員への税制支援

本年4月より働き方改革に関する法律が施行されており、労働時間の上限規制は来年4月より中小企業も適用となります。また、年次有給休暇についても取得義務が課せられており、生産性向上との両立が求められる中、人手不足が深刻化する企業においても遵守すべく対応が求められております。働き方改革の推進に向けて、対応企業と従業員への税制上の優遇措置の創設を図られたい。

●人材の確保や定着のための対応

中小・中堅企業の最大の経営課題は人手不足への対応となっており、人材の確保や定着のためには企業の多様な働き方への取り組みや労働環境の改善などによる生産性向上が必要である。

人材確保や定着のため、多様な働き方への取り組みや職場環境の整備に対する税制面からの支援策を図られたい。

Ⅱ．消費税への対応

【基本的な視点】

本年10月に、消費税率は10%へ引き上げられますが、税率引き上げに耐えうる強靱な経済環境の構築とともに、円滑な価格転嫁が重要です。消費税率引き上げにより経済的影響を及ぼさないよう確実な対策や、キャッシュレス決済の普及に向け、消費者還元事業の実施後も長期的な視点での対策が望まれます。

また、軽減税率の導入による企業の事務負担の増加については、現場の声をしっかりと受け止めるとともに、インボイス制度の導入の是非について、改めて検討することが必要であります。

●中小事業者に配慮したインボイス制度に替わる簡易な制度の検討

当所で今年5月に実施した会員企業に対するアンケート調査では、約6割の企業が、「区分記載請求書等保存方式で大きな問題がないのであれば、そのまま区分記載請求書等保存方式を継続し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入するべきではない」と回答している。

軽減税率導入後、インボイス制度導入に向けた検証を行うとされているが、企業の実情を十分に把握し、インボイス制度を導入する必要があるのか、廃止を含めてしっかりと検証し、区分記載請求書等保存方式や簡便な税額計算方法等の経過措置を恒久的な制度にするべきである。

●円滑な転嫁対策の推進

消費税率8%への引上げ時に当所が行った調査では、大部分の企業が「転嫁できた」とのことであったが、約15%の企業が「一部転嫁できなかった」、若しくは「全く転嫁できなかった」と回答している。適正に転嫁できるよう、

また、転嫁を阻害する行為がないよう、実効性の高い価格転嫁対策を継続的に実施するべきである。

●簡易課税制度並びに免税点制度の恒久化

簡易課税制度（課税売上高：5,000万円以下）並びに免税点制度（課税売上高：1,000万円以下）は、益税が発生し、公正・公平の観点から問題があるとの指摘があるが、その対象企業は、経理業務を専門に担当する社員を持たない小規模・零細企業であり、こうした企業への更なる納税事務の負担の増加を招かないためにも、現行の簡易課税制度並びに免税点制度は恒久化するべきである。

●二重課税の廃止

消費税と二重課税となっている揮発油税、酒税については廃止するべきである。消費税率10%への引き上げにより、二重課税の問題がさらに拡大することから、早急に廃止するべきである。

Ⅲ. 中小・中堅企業の経営基盤の強化

【基本的な視点】

企業数の99.7%、雇用の約7割を占める中小企業は、我が国の産業と生活を支える生命線です。

大企業に比べて資金面でも人材面でも厳しい環境にある中小企業をはじめ、地域経済の中核を担う中堅企業が安定して事業を維持するとともに、時代の変化に対応して果敢に経営革新に取り組むことが必要であります。また、何よりも限られた経営資源の中でイノベーションに取り組む前向きな企業の活躍を促進するために、中小・中堅企業が果たしている役割や実態を踏まえた税制上の支援が不可欠です。

1. 中小企業の経営基盤の強化

●法人実効税率の25%程度への早期引き下げ

我が国の法人実効税率は、平成28年度に29.97%、平成30年度からは29.74%に引き下げとなったが、国内経済の活性化や企業誘致・国際競争力の強化のためにも、更なる引き下げへの環境整備を進め、アジア諸国並みとなる25%程度への税率の早期引き下げが必要である。

なお、一昨年12月、米国では連邦法人税率が大幅に引き下げられたことにより、米国の法人実効税率は多くの州で日本の法人実効税率を下回っていることから、早急に対応する必要がある。

●法人税の中小軽減税率の11%への引き下げ

中小企業は赤字経営が続いている企業が多く、納税をせずにフリーライドしているとの指摘もあるが、厳しい経営環境の中で地域の雇用を維持し、地方税や社会保険料の事業主負担分等の応分の負担を行っている。中小企業は地域経済を支える重要な役割を担っており、ICT化や設備投資を推進し、中小企業の活力を導き出すためにも、中小企業の軽減税率については11%へ引き下げるとともに、適用対象となる所得金額（現行：800万円以下）を引き上げるべきである。

●中小企業防災・減災投資促進税制の拡充と利用促進

平成31年度税制改正において「中小企業防災・減災投資促進税制」が創設されたが、今後起こり得る災害に対して積極的に対策を促し、防災・減災対策を強化するためにも、特別償却措置の拡充や、更なる利用促進策を図るべきである。

●課税ベースの拡大等による中小企業への負担増加には反対

法人税の引き下げに伴う財源確保のために、法人事業税における外形標準課税の適用拡大をはじめとして中小企業への課税見直しが議論されているが、中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にあり、課税ベースの拡大等による中小企業への負担増加には反対である。

●少額減価償却資産の特例の恒久化

少額減価償却資産の特例については、多くの企業にとって既に定着している制度であり、中小企業の基盤の強化にも大いに寄与していることから、現行の制度を恒久化すべきである。

●留保金課税の廃止

法人税の引き下げに伴い、留保金課税の中小企業への拡大について議論されているが、留保金は企業経営の安定を図るとともに、経済社会環境の急激な変化に備えるために、企業において必要とされているものである。また、法人税との二重課税の問題も指摘されることから、留保金課税は廃止すべきである。

●個人事業主の青色申告特別控除並びに個人事業税の事業主控除の拡充

個人事業主は、家族の生活を支える「生業」を営む者が多く、商店街の主要構成員ともなっているが、経営不振や経営者の高齢化、後継者の不在などの多くの課題を抱えている。こうした厳しい経営環境の改善を図り、安心して家族の生活を支えられる経営基盤を築くために、個人事業主の青色申告特別控除（５５万円）並びに個人事業税における事業主控除（２９０万円）を拡充すべきである。

●中小企業に対する繰越欠損金制度の維持

法人実効税率の引き下げに伴う代替財源として、資本金１億円超の企業に対して欠損金繰越控除の控除限度の引き下げが行われているが、諸外国においては、繰越欠損金の繰越額や繰越期間の制限を設けない国が多い。

中小企業は固定経費の割合が高く、損益分岐点比率が大企業と比べて高いため、景気動向等による売り上げの減少が当期赤字に結び付きやすい。ゴーイングコンサーンの観点からも、中小企業に対する繰越欠損金制度については、現行の控除限度１００％を維持すべきである。

2. 消費喚起策の推進

●自動車関連税制の廃止・縮減

自動車関連産業は裾野が広い産業として地域経済をリードする主要産業となっており、国内での生産や販売を促進することは、地域経済の活性化の観点からも重要となっている。地域経済の活性化を図る消費喚起策として、自動車関連税制の更なる廃止・軽減について早急に対応を図るべきである。

●交際費課税の損金不算入制度の見直し

交際費は、取引先の維持・開拓に必要な不可欠な経費であるとともに、社会通念上必要な費用である。消費の拡大を図り、地域経済の活性化に大いに寄与することから、特例措置の延長とともに、交際費の全額損金算入化を図られたい。

●訪日外国人旅行者の消費喚起の促進

消費拡大のためには、増加している訪日外国人旅行者のインバウンド需要を取り込むことが重要である。消費税免税制度において、免税手続きカウンターを更に増設するなど利便性を高め、訪日外国人旅行者の一層の消費喚起・消費促進を図られたい。

3. 中小企業者の円滑な事業承継の推進

事業承継税制は、平成30年度税制改正において、対象株式数の上限が撤廃されるなど大幅に要件が緩和され、平成31年度税制改正においては個人事業者の事業承継税制が創設されており、より多くの事業者が制度を利用して円滑に事業承継が進むことが期待されている。

今後は改正の効果を検証しつつ、制度の利用促進を図るためにも、生産年齢人口の減少に対応した雇用維持要件や申請手続の簡素化などについて不断の見直しを進めるとともに、10年間の時限立法となっている特例制度の恒久化についても検討していただきたい。

Ⅳ. 地域経済の活性化と新たな挑戦への支援

【基本的な視点】

地域経済の活性化を図るためには、何よりも地域の特性を生かした活力の強化が重要であります。人、モノ、金、情報の動きを活性化させ、企業のイノベーションを推進し生産性の向上を図るためには、中小企業をはじめ創業やベンチャー企業への支援策の強化が必要です。

同時に、企業の成長力・競争力の強化を図るためにも、地域企業の活力を阻害する地方税の見直しと地方交付税交付金のあり方を検討し、地域の自立に向けた地方税改革の推進が望まれます。

1. 登録免許税・印紙税の負担軽減

不動産登記における登録免許税は、例えば土地や建物の所有権の移転については不動産の価格に対して1000分の20の税率が課せられおり、大きな負担となっている。更に、登記等の申請時に納付する必要があることから、流動化を妨げる要因の一つになっている。不動産の流動化・活性化のためにも、税率の引き下げや、現在の方式を改め定額の手数料を徴収する方法に変更するなど、事業者の負担を軽減するべきである。

また、印紙税についても、取引金額に応じて課税されて大きな負担となっているばかりでなく、課税対象の文書でも、電子契約の場合には収入印紙を貼らなくても良い場合があり不公平である。少なくとも、印紙税額を引き下げて、事業者の負担を軽減するべきである。

2. 国家戦略特区への大胆な減税措置

国家戦略特区については、大きな経済効果と国際競争力の強化が期待されているが、現状では地域・規模が限定されており、全国的に波及効果を生むまでには至っていない。こうした特区制度を活かし、各地経済の活性化に結びつけるためには、制度・規制改革ばかりではなく、固定資産税や不動産取得税の減免、設備投資や研究開発費の減税措置など、これまでにない大胆な減税措置

を併せて実施するべきである。

3. 国際コンテナ戦略港湾の推進

横浜港をはじめとする京浜港は、更なる「選択と集中」により日本の港湾の競争力強化を目指す「国際コンテナ戦略港湾」に選定されている。

横浜の国際コンテナ戦略港湾を推進するためには、貨物を取り扱う物流関連企業の集積を図ることが必要となることから、物流関連企業が臨港地区及び後背圏に進出する際の税制上の優遇措置を講じるとともに、船舶の特別償却制度を拡充するべきである。

4. 外資系企業の立地促進に向けた税制支援の拡充

企業の新規立地は、新たに雇用を生み出すだけでなく、地域経済の活力を生み、活性化に大きく寄与するものである。その中でも生産性の高い外資系企業の誘致促進は、高度の技術、ノウハウ、人材が集まり、地域経済への波及効果やイノベーションの推進が期待できる。地域のポテンシャルを高めるためにも、外資系企業の立地に伴う税制支援を拡充するべきである。

特に、本社機能を持つ企業やR＆D拠点、アジア地域の統括拠点となるような企業については、波及効果が非常に大きいため、税制支援を重点的に拡充するべきである。

5. ベンチャー、創業への支援強化と充実

●創業間もない企業の法人税率の引き下げ

国内消費の低迷や後継者不足等から企業数の減少傾向が続いており、地域経済の活性化のためには創業の増加が喫緊の課題となっている。創業の増加を図り、積極的に投資できる環境を整備するために、創業3年程度までの企業に対する法人税率を引き下げるべきである。

●事業用資金の贈与税非課税枠の創設

若者や女性、高齢者などが創業する場合、信用力が不足して資金確保に苦労

するケースが多いことから、円滑な事業資金確保を可能とするために、親族等からの事業用資金に係る贈与税の非課税枠を創設するべきである。

●会社設立時の印紙税、登録免許税の廃止

創業環境の整備を図り開業率の向上を図るためには、様々な面からのインセンティブの付与が重要であり、会社設立時の印紙税並びに登録免許税を廃止し、事業スタート時にかかる税負担を抑え、創業意欲を後押しするべきである。

6. 地方税制の見直し

●事業所税の廃止

人口30万人以上の都市において、立地企業の従業員の給与や事業所面積に応じて課せられている事業所税は、都市間競争が激化する中で不公正なものであることから廃止するべきである。

●固定資産税の課税見直し

国際競争力の強化の観点からも問題が多いことから、以下の見直しを要望する。

①償却資産に係る固定資産税は、廃止するべきである。直ちに廃止できない場合には、以下の暫定措置を講じるべきである。

ア) 免税点（現行：150万円未満）を少なくとも300万円までに引き上げること。

イ) 償却済みの資産については非課税とすること。

②建物に係る固定資産税の評価基準は、投下資本の早期回収に資する基準に見直すべきである。

③土地に係る固定資産税については、評価基準の明確化・適正化を図るとともに、標準税率（現行：1.4%）を引き下げるべきである。

V. その他

【基本的な視点】

我が国の財政状況は深刻な水準にあり、プライマリーバランスの黒字化に向け、財政再建を着実に進めていく必要があります。そのためには、中長期の将来像を見据え、喫緊の課題である少子高齢化対策と女性や高齢者等の活躍促進とともに、多様化する働き方に対する公平な税制度の構築、所得税改革と共に社会保険料負担を含めた社会保障制度のあり方について抜本的な改革が必要です。

また、納税事務負担の軽減は生産性の向上に不可欠となっており、電子化の推進と確実な負担の軽減が強く求められております。

1. 人口減少社会における税と社会保障制度の一体改革

我が国の少子高齢化の進展が著しい中、人口減少社会の進行を少しでも緩和するとともに、将来に亘り持続可能な経済・社会環境を構築するためには、少子化対策の推進と女性や高齢者の活躍促進の両立が求められている。また、所得課税のあり方については、社会保険料負担が増加していることを考慮し、所得税と社会保険料負担を一体として、国民負担として捉えて行くことが重要である。

こうした状況に鑑み、社会保障負担を将来に先送りしている現状を十分に考慮し、若年低所得者層の社会保険料負担の軽減や高所得者層の所得控除の見直し、公的年金課税の是正などの税と社会保障を一体に捉えた改革が必要である。

社会保障制度については、社会保障給付の抑制や効率化と共に、「医療費や介護保険の利用者負担割合の見直し」、働く意欲向上を図るため「在職老齢年金制度の廃止」など、抜本的な見直しを行うことが必要である。

2. 所得税改革の推進

個人所得課税については、今後も見直しを継続していくことになっているが、経済社会の構造変化に対応した所得税改革を更に推進することが必要である。

特に、若い世代や子育て世代に焦点を当て、その上で所得控除から税額控除への転換についても検討するべきである。

3. 納税事務負担の軽減

給与所得者などに対する所得税の源泉徴収と年末調整、及び給与支払い報告書、給与及び報酬等の支払調書の提出など、国民の負担すべき税額の確定手続き、加えて事業者自身の納税に係る書類の作成及び保存義務などの事務負担は、その大部分を事業者が担っており、この結果、わが国の徴税コストは他の先進国に比べて少ないといわれている。

こうした状況の中、多くの事業者は、昨今の人手不足の中で、毎年の税制改正に対応しながら滞りなく納税に係る事務を行っているが、帳簿・帳票類の保存や、複数ある土地の公的価格への対応、マイナンバー制度の導入などにより事務負担は増加の一途をたどっている。さらに、消費税の軽減税率が導入されると、事務負担が一層増大することから、早急な対応が必要である。

納税事務負担の軽減については、納税者に多くの負担を強いている現状を十分に斟酌した上で制度を構築していただきたい。電子化、オンライン化は、誰もが使いやすく、新たな負担にならないよう整備すると同時に、書類の作成や提出の簡素化、納税方法の多様化を推進するべきである。

— 以 上 —